

# 『障がいのある人もない人も共に学び 共に生きる岩手県づくり条例』の概要について

## ～「共生き条例」のお話～

熊谷智義(合同会社地域計画・代表)

※令和3年度『岩手県身障協中期計画』策定支援

## 1. はじめに

- 岩手県では、2010年に「<sup>ともいきじょうれい</sup>共生き条例」を制定しました。これは、国の「障害者差別解消法」制定(2013年)に先駆けて、全国では3番目の制定です。
  - この条例は、「障がい者が生活を行う上での様々なバリアは、障がいそのものに原因があるのではなく、社会との関わりの中で障がいが生じる」とする「障がいの社会モデル」の考え方にもとづいており、県民の意識に働きかけていく要素が大きいものです。
- 本日は、条例制定に至った背景と、条例の意味することについて、ご説明します。

## 2. 「共生き条例」の背景(1)

年	国連 (世界)	日本
2006年12月	・国連総会で 【障害者の権利に関する条約】 が採択される	
2007年 9月		・条約に署名
2008年 5月	・条約が発効した	
2011年 8月		・障害者基本法の改正
2012年 6月		・障害者総合支援法成立
2013年 6月		・障害者差別解消法成立 ・障害者雇用促進法の改正
2014年 1月		・条約の批准書を国連に寄託 141番目の締約国・機関となる (141/195)

条約締結に先立ち、障がい当事者の意見も聴きながら、国内の法整備を進めました

条約とは...ある特定の問題について、同じ法律を守ることを決めた、国と国との約束

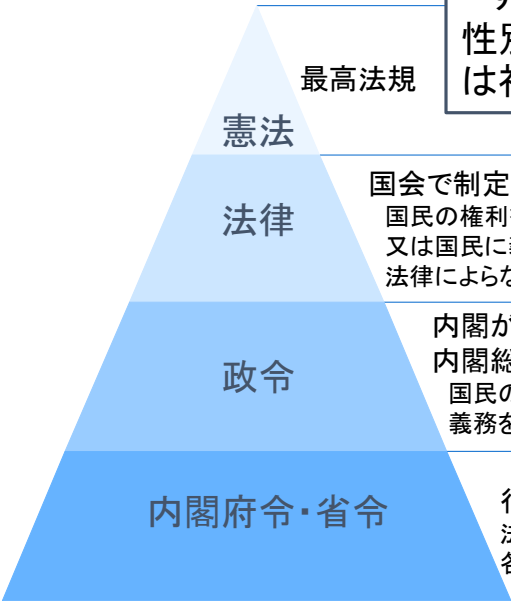
障がい者の権利擁護を包括的に規定した初めての条約

条約を締結すると...

- ◆わが国において、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化される。
- ◆人権尊重についての国際協力が一層推進される。

## 2. 「共生き条例」の背景(2)

わが国の法体系



**(1) 日本国憲法第14条**  
 すべて国民は、法の下に平等であつて、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。

最高法規

憲法

法律

政令

内閣府令・省令

国会で制定し、天皇陛下が公布する。  
 国民の権利を制限し、又は国民に義務を課すには法律によらなければならない。

内閣が制定し、内閣総理大臣が公布する。  
 国民の権利を制限し、義務を課すことはできない。

行政事務を分担管理する各省大臣が法律・政令の委任に基づき定める。  
 各省大臣が公布する。

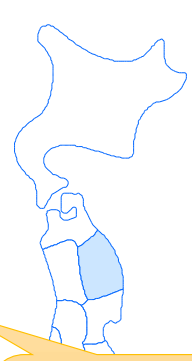
関連する主な法律

- (2) 障害者基本法
- (3) 障害者差別解消法
- (4) 障害者総合支援法
- (5) 障害者雇用促進法

## 2. 「共生き条例」の背景(3)

### わが国の法律

成立年	最終改正年	法律・内容
1960年	2022年	・障がい者の雇用の促進等に関する法律【 <b>障害者雇用促進法</b> 】 障害者の職業生活において、自立することを促進するための措置を、総合的に講じ、もって障がい者の職業の安定を図ることを目的に制定されました。
1970年	2013年	・ <b>障害者基本法</b> 障がいのある人に関係する一番大切な法律。障がいのある人の法律や制度について、基本的な考え方を示しています。
2012年	2022年	・障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【 <b>障害者総合支援法</b> 】 地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。
2013年	2022年	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律【 <b>障害者差別解消法</b> 】 障害者差別解消法は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものです。



「共生き条例」  
(岩手県)  
2010年に成立  
2011年7月施行

## 3. 岩手県条例

### (1) 障がいのある人もない人も 共に学び共に生きる岩手県づくり条例

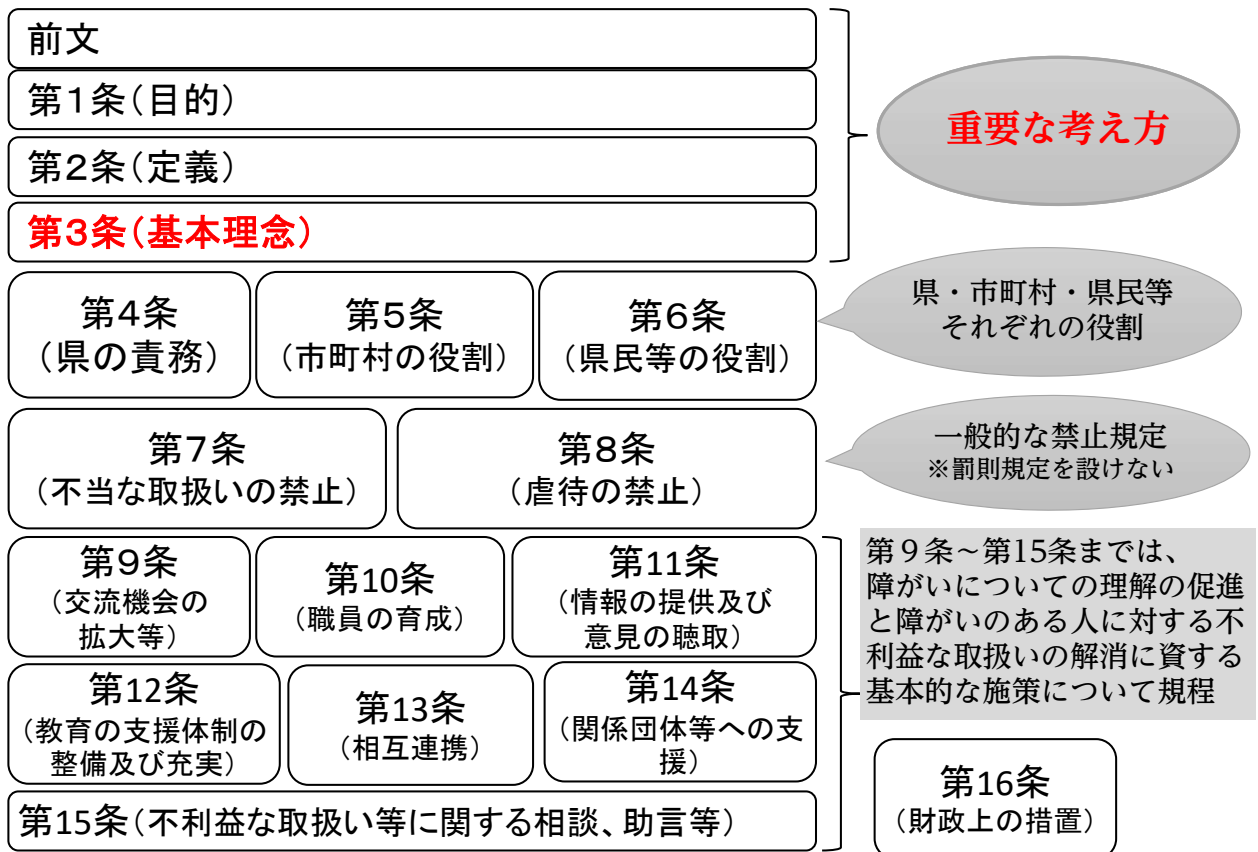
ともいきじょうれい  
「共生き条例」

条例とは、普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で定められ、議会の議決が必要となる(地方自治法第14条、総務省「地方自治法について」参考資料より)。

この条例は、障がいのある人もない人もお互いを大切に、共に助け合って暮らすことができるような地域をつくることを目的としています。

# 3. 岩手県条例

## (2) 共生き条例の構成（全16条）



# 3. 岩手県条例

## (3) 基本理念

### 第3条（基本理念）

障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消は、障がいのある人自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を尊重することを基本として、行われなければならない。

2 障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消のための取組は、不利益な取扱いの多くが、障がいに対する誤解、偏見、理解の不足等に起因するものであることにかんがみ、障がいについての理解を深めることを基本として、行われなければならない。

## 3. 岩手県条例

### (4)「共生き条例」の主な特徴

① 共に学ぶ	・互いの存在価値を認め合うためには、子どもの時から、障がいの特性や障がいのあることによる「暮らしにくさ」を理解することが出来る環境の中で、共に生活し、共に支え合う経験を積むこと、共に学ぶことが必要です。
② すべての県民	・県条例は、「すべての県民」を対象としています。
③ 相談体制	・相談窓口には、市町村(16)、市町村社協(17)があり、各圏域振興局がそれを支援する仕組みとなっています。
④ 間接差別	・差別には「直接差別」と「間接差別」とがあります。県条例の文言は、「間接差別」にも対応しています。
⑤ 差別の範囲	・国の法律では「障がい者差別」としていますが、県条例では「いかなる差別」も解消するとし、範囲を広げています。
⑥ 解決方法	・現場での差別事例について、話し合いを重ねて、実践的に解決していくことを明示しています。

## 4. 市町村条例は必要か？

県条例制定の趣旨より(一部抜粋)

- ・障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、基本理念を定める。
- ・県の責務並びに市町村、県民及び事業者の役割を明らかにする。



#### 第5条(市町村の役割)

市町村は、基本理念にのっとり、**当該市町村の地域の特性に応じて**、それぞれの立場において、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を推進するよう努めるものとする。

逐条解説より...

- ・県と市町村は、対等・協力の関係とした上で、**県条例では、市町村の役割を直接に規定せず**、条例の具体的な内容を踏まえた役割を担うものとして規定が設けられています。

県と市町村は対等・協力の関係／県条例では、直接に規定しない

## 4. 市町村条例は必要か？

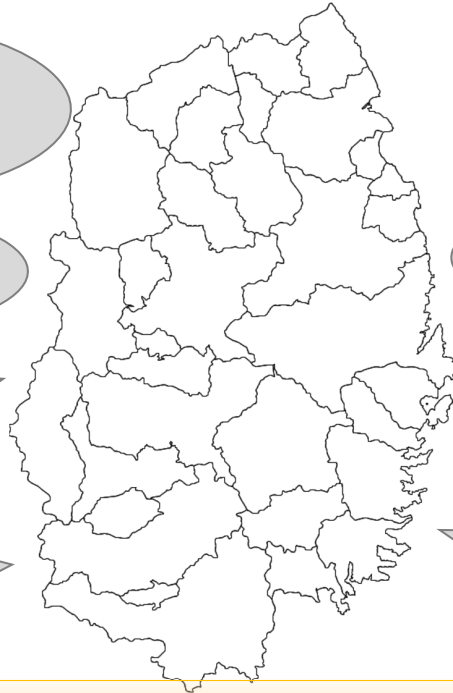
～地域の特性は何か？不安要素は何か？～

**移動手段の確保**  
(公共交通機関・歩道の整備など)

**豪雪対策**  
(雪下ろしや除雪)

**情報が入らない**  
ことがある

**買い物困難**  
地元の商店がなくなった...



**自然災害**  
(地震・豪雨・津波・土砂崩れなど)

**就学困難**  
(希望する学校へ行けないなど)

**就職困難**

**社会参加の機会が**  
限られている

必要な**医療**が受けられない(受けられにくい)

四国4県と同等の広さを持つ県土では、地域特性も多様であるはず。県条例にプラスして定めることで、より安心して暮らせるまちになるのでは？

## 5. 条例はどのように作られるのか？

- 条例は、議会の議決により制定される自治立法です。
- 条例がどのように作られるかは、次の3通りあります。

(1) **市町村長が議会に提案**し、議会の議決を経たうえで、市町村長が公布する。

(2) **議会が自ら提案**して制定したうえで、市町村長が公布する。

(3) **住民の直接請求**に基づき議会が制定したうえで、市町村長が公布する。



## 6. 条例制定の先にあるもの～先進事例より～

### 山形県の 各市町村

- 各市町村の広報紙に次々と障がい理解に関する特集が生まれ、市町村主体で、市民に広く普及・啓発している。
- 障がい理解を広げるための予算がついたことから、より地域の状況に合わせた取り組みができるようになった。
- 障害者差別解消支援地域協議会が組織されている地域においては、差別解消に向けた取組がどのように進んでいるかについて、協議会を中心にチェックできるようになった。

### 別府市

- 条例が制定された年から、条例にもとづいて「別府市共生社会形成プラン」が策定され、具体的かつ積極的な施策が始まった。
- 「共生社会形成プラン」は、毎年度評価検討を行っている。
- 障がいがある人とその家族を中心にした市民の取り組みは、市民の連携と自治体との共同作業の中でお互いに成長し、信頼関係も芽生えてきたようだ。
- 条例づくりは、国に依存するのではなく、地域に必要なものは市民が連携して、自治体とも協働して、自らつくっていくことの重要性と可能性を教えてくれている。

## 7. おわりに

- 「共生き条例」(岩手県)を理解し、広めることが大事！
- その上で、自分たちの暮らすまちの特性上必要なことを条例として定める。



まずは、「知る」ことから！  
仲間と学び合う機会をくり返していくと  
理解は深まり、広がっていくのでは？

# 【条約・法律・条例】

## 条約 国と国との約束



- ・障害者権利条約の原則の一つは、社会への完全参加とインクルージョン（包摂）。

## 法律

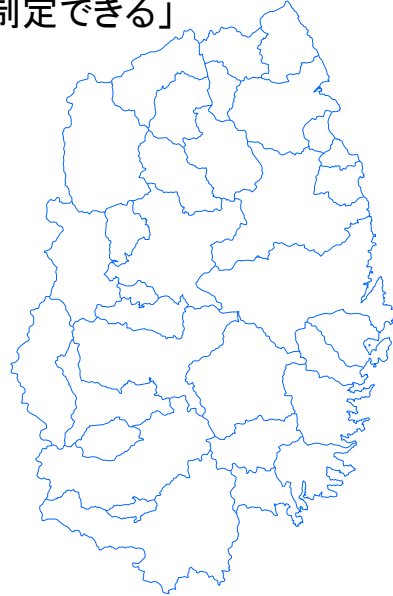
国内の約束  
最高法規「憲法」の次に大事

- ・日本国憲法第14条
- ・障害者基本法
- ・障害者差別解消法 など



## 条例

地方自治圏内の約束  
「法令に違反しない限りにおいて制定できる」



「共生き条例」+ はて？